

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県桑名郡木曾岬町</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 木曾岬すくすく給食特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 三重県桑名郡木曾岬町の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 本町は、三重県の最北端にあたる木曾三川の最下流部に位置し、木曾川と鍋田川に囲まれたデルタ地帯である。 海拔ゼロメートル地帯に位置する輪中のまちであり、木曾川河口の三角州を魚のウロコ状に開拓し造成した輪中干拓地である。 そのため、度重なる水害に見舞われたが、その都度復旧に努め、水害と再開発を繰り返してきた。昭和 34 年の伊勢湾台風後、鍋田川が締め切られて愛知県と陸続きとなり、木曾岬町は現在のような姿となった。総面積は、15.72 k m<sup>2</sup>で、東西に 21.12 k m、南北に 9.87 k m となっている。平成 30 年 12 月 1 日現在の人口及び世帯数は、6,318 人、2,439 世帯で、近年は核家族化の傾向を受け、年々 1 世帯あたりの人数が少なくなっている状況である。 近年の少子化に伴い、幼児福祉・幼児教育の重要性を再認識し、環境整備に傾</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県桑名郡木曾岬町</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 木曾岬すくすく給食特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 三重県桑名郡木曾岬町の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 本町は、三重県の最北端にあたる木曾三川の最下流部に位置し、木曾川と鍋田川に囲まれたデルタ地帯である。 海拔ゼロメートル地帯に位置する輪中のまちであり、木曾川河口の三角州を魚のウロコ状に開拓し造成した輪中干拓地である。 そのため、度重なる水害に見舞われたが、その都度復旧に努め、水害と再開発を繰り返してきた。昭和 34 年の伊勢湾台風後、鍋田川が締め切られて愛知県と陸続きとなり、木曾岬町は現在のような姿となった。総面積は、15.72 k m<sup>2</sup>で、東西に 21.12 k m、南北に 9.87 k m となっており、本町の人口は、平成 17 年の国勢調査結果では、男性 3,439 人、女性 3,430 人、世帯数 1,983 戸である。 昭和 40 年代以降、木曾岬町に転入する人が増える一方で、就業地は名古屋周辺という傾向が強くなった。住宅開発が進むなかで、人口の増加とともに世</p>

注し、平成 20 年度から幼保一体化園を導入し幼児福祉・幼児教育の充実を図った。

このような中、子どもを取りまく環境は大きく変化し、核家族化や就労の変化による乳児保育ニーズの高まりや保育時間の長時間化など、子育てに対するニーズも多様化しており、更なるきめ細やかな子育て支援が求められている。

このため、本町では少子化に伴う入園児数の減少及び多様化したニーズに対応するため、平成 30 年度から町内 2 ヶ所あった施設を 1 ヶ所に統合し、0 歳児保育の開始等に取り組んでいる。

また、平成 31 年度からは幼保連携型認定こども園へ移行し、さらに質の高い教育・保育を実施し、よりスムーズな義務教育との接続を図る。

##### 5 構造改革特別区域計画の意義

本町では、平成 20 年 4 月 1 日から幼保一体化園を導入しており、この一環

帯数も一時は大きく増加した。しかし、核家族化の傾向をうけ、年々、1 世帯あたりの人数が少なくなっている状態である。

すべての子どもが健やかに成長していくことは、世代間のバランスのとれた健全な地域社会の発展に不可欠な要素であるが、子育てへの負担などの理由から急激な少子化が進む一方、家庭や地域における子どもの養育機能が弱まってきている状況にある。当町でも、昭和 60 年以降、急速に少子化が進んできている。

このような社会の変化に対応するため、保育園・幼稚園においても従来の役割に加えて、家庭や、地域社会と連携した、地域の子育て支援機関としての役割を担った事業を実施していくことが必要である。

本町では、昭和 45 年度から町立北部保育園、町立南部保育園を開所した。

北部保育園については、区域内の人口増によって入所園児の数も多くなり施設不足を来す状態となったため、昭和 56 年度に新たに町立中部保育園を新築し、町立北部保育園を廃止した。南部保育園については、施設不足の状態となってきたため、場所移転による園舎改築を実施し平成 3 年度より現在の園舎にて運営を行っている。また、中部保育園についても該当園児の増加等により平成 6 年度に場所移転による園舎改築を行い現在に至っている。

しかし、上記に述べたような社会の変化に対応するため、平成 20 年 4 月に、保育園と幼稚園の共用化施設の開園を予定しており、今後も、地域の子育て支援や幅広いニーズに対応できるよう、一層の保育内容、教育内容の充実に努め、地域に開かれた保育園・幼稚園にする必要があると考えている。

##### 5 構造改革特別区域計画の意義

本町では、現有する施設の洗い出し・再編によって、町立保育園と町立幼稚園

として、特定事業920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用し、町給食センターで調理した給食を外部搬入している。

移行後の認定こども園においても、引き続き上記のニーズに応えるため経費の軽減を図るとともに、町の特産品を取り入れた地産地消の食育を実施することにより、食や地域環境への関心や愛着を深め、生産者への感謝の気持ちと豊かな人間性を育成するために、外部搬入を行うこととする。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

認定こども園の給食を小中学校と同一の町給食センターから搬入する給食を実施することで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。これにより、食に対する関心を高め、幼児期から望ましい食習慣を身につけることや、保護者に対して子育てをしていくうえでの食の重要性を啓発し、生涯に

の間で施設の共有・共用を進めており、平成20年4月1日より、町立保育園と町立幼稚園では同じ体験や就学前教育が受けることができるようになる。本計画は、この一環として、特定事業920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用し、中部保育園と南部保育園の2箇所の公立保育園に、木曾岬町給食センターで調理した給食を外部搬入するものであるが、

これには、

- (1) 食育プログラムにより年齢別・発達段階別に内容を定めて、望ましい食習慣の習得に努める。
- (2) 実習農場での野菜の栽培体験を行ない生産の喜びを味わうことや、栽培過程で地域生産者から指導・助言を得ることによって安全な食物生産や人と関わることなどを学ぶことで、豊かな人間性を育成する。
- (3) 子どもたちが、食材の生産者が身近なものであることを認識し食物生産に興味を持つとともに、生産過程を学ぶきっかけとなることが期待できる。といった重要な意義がある。

このように、特定事業920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を行うことで、「地産地消の食育」を柱とした公立保育園・公立幼稚園における総合的な食育が可能となるほか、財政改革の推進や、農業振興などの地域活性化の面においても大きな効果が期待できる。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

保育園・幼稚園の給食を小中学校と同一の町給食センターから搬入する給食を実施することで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。これにより、食に対する関心を高め、幼児期から望ましい食習慣を身につけることや、保護者に対して子育てをしていくうえでの食の重要性を啓発し、生涯に

たり健康的な生活を過ごすことができるよう生活の質の向上をめざしていく。

幼児期は、人間形成の基礎づくりにおいて最も重要な時期であり、子どもたちにとって集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育むことが大切であると考えている。認定こども園において、統一のカリキュラムによる保育、教育を行い、子どもたちの豊かな人間性、社会性、創造性を育む場とするとともに、小中学校までの一貫した食育の推進の中で、同様の食育を就学前教育として推進することにより、よりスムーズな小学校への移行、中学校までの一貫した一体的な教育の取り組みを図る。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

町給食センターにおいて、小中学校の児童・生徒の給食とともに、認定こども園の給食を集中調理することにより、食材の一括購入や調理設備等の集約化が図られ、調理業務の経費を節減することが可能となる。これら経費を乳児保育の実施、施設整備及び語学や知力、運動能力向上のための幼児教育の実施等のサービスの拡充に充てることにより保育・教育内容の充実と児童福祉の向上を図る。

わり健康的な生活を過ごすことができるよう生活の質の向上をめざしていく。

また、少子化が進行し、幼児の数が減少するなかで、保育園と幼稚園に分かれた少人数の保育形態は成り立ちにくい。特に幼児期は、人間形成の基礎づくりにおいて最も重要な時期であり、子どもたちにとって集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育むことが大切であると考えている。そこで、保育園児、幼稚園児を統一のカリキュラムにより指導、教育することで、子どもたちの豊かな人間性、社会性、創造性を育む場とするとともに、保護者の子育てへの不安を解消することを目標とする。

さらに、町給食センターでの食材の一括購入・一括調理により、保育園・幼稚園運営にかかる経費削減を図り、財源を更なる保育サービスの拡大に充て、子育て支援の充実を図る。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

新鮮で安心安全な地元農産物を取り入れた給食を提供し、幼児期からの一貫した食育を推進することにより、子どもたちはもとより保護者に対しても食の重要さ、地元農産物や農業への関心を高め、食育の大切さを教え、心豊かな人間形成を図ることが可能となる。

また、町給食センターにおいて、小中学校の児童・生徒の給食とともに、保育園・幼稚園の給食を集中調理することにより、食材の一括購入や調理設備等の集約化が図られ、保育園での調理業務の経費を節減することが可能となる。こうして図られた保育園運営経費の節減分を活用することにより、厳しい町財政の中で、本町における保育サービスの充実と児童福祉の向上を図る。

8 特定事業の名称

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

<学校給食における 認定こども園・小学校・中学校一貫食育の推進>

認定こども園の給食を外部搬入方式にすることで、園及び学校教育における一貫した食育を通じ、望ましい食習慣の定着や、心身の健全な育成を図る等、子ども達の健やかな成長を育むことを推進する。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

<学校給食における 保育園・幼稚園・小学校・中学校一貫食育の推進>

保育園・幼稚園の給食を外部搬入方式にすることで、保育園・幼稚園・小学校・中学校の一貫した食育を通じ、望ましい食習慣の定着や、心身の健全な育成を図る等、子ども達の健やかな成長を育むことを推進する。

<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>木曾岬町立木曾岬こども園</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>平成31年4月1日</u></p> <p>4 特定事業の内容  <p>現行施設で調理余力がある町給食センターから <u>認定こども園へ給食の外部搬入を行う。</u></p> <p><u>このことにより、認定こども園の効率的運営を図り、節減費用を教育・保育サービスの充実に充てることができ、子育て支援・少子化対策推進につなげる。</u></p> <p>食育を保育の重要課題ととらえ、給食を通じた「食育教育」を推進する。</p> </p> <p>5 当該規制の特例措置の内容  <p><u>公立幼保連携型認定こども園への給食の外部搬入を実施するにあたっては、平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発第0118</u></p> </p>	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>木曾岬町立中部保育園・木曾岬町立南部保育園</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>構造改革特区計画の認定の日</u></p> <p>4 特定事業の内容  <p>現行施設で調理余力がある町給食センターから給食の外部搬入を行うことで、保育園の効率的運営を図り、節減費用を保育サービスの充実に充てることができ、子育て支援・少子化対策推進につながる。</p> <p><u>外部搬入による各保育園の移動所要時間は5分程度と比較的近隣のため、配達開始から搬入完了までは20分程度である。</u></p> <p>食育を保育の重要課題ととらえ、給食を通じた「食育教育」を推進する。</p> </p> <p>5 当該規制の特例措置の内容  <p><u>公立保育園、公立幼稚園の外部搬入を実施するにあたっては、平成16年3月29日雇児発第0329002号により構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の「2 留意事項」及び社会福祉施設におい</u></p> </p>
---	---

第3号による「幼保連携型認定こども園における外部搬入等について」を遵守するとともに、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を遵守する

また、防火管理者を選任し消防計画の策定、消防署による消火訓練（年1回）の実施及び火災訓練（年6回）を実施する。

（設備について）

調理する町給食センターでは、調理室として必要な加熱、保存、配膳等のために必要な機能を有している。

搬入先の認定こども園においては、加熱、保存、配膳等を行うために必要な設備及び配膳に必要なスペースを有している。

（食事の提供について）

調理方法については、園児の年齢や発達段階、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、特に3歳未満児については刻み食とするなど食べやすく飲み込みやすくなる工夫をし、発育状況に配慮した給食を提供する。

また、食物アレルギーの状況を養育者から聞き取り、職員が把握するとともに、町給食センター内でそれぞれ個別に対応する。体調不良児への対応は認定こども園において一人ひとりの子どもの体調を把握し、保育中に体調が悪くなった児童については嘱託医などに相談し、水分補給の調節や適切な食事ができるように配慮する。

さらに、月1回、こども園長・小、中学校関係者・町栄養士・学校栄養士による給食献立委員会を実施し、必要な栄養量の確保、行事食等を取り入れたものとしていく。

て外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理を遵守し、具体的には次のような措置をとる。

① 調理する木曾岬町給食センターにおける設備面については、調理室として必要な加熱、保存、配膳等のために必要な機能を有している。

搬入する中部保育園、南部保育園においては、加熱、保存、配膳等を行うために必要な設備また、配膳に必要なスペースは有している。

調理方法については、園児の年齢や発達段階、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、3歳未満児についてはさらにきざみ方を食べやすく飲み込みやすくなる工夫をし、発育状況に配慮した給食を提供する。また、食物アレルギー児童については、入所の際必ず全保護者よりアレルギーの状況を聞き、職員が把握するとともに、町給食センター内でそれぞれ別途に対応する。体調不良児への対応は保育園において一人一人の子どもの体調を把握し、それぞれに応じて調理形態を工夫した食事と水分補給に配慮するとともに、保護者と連絡を密にして適切に保育対応する。保育中に体調が悪くなった児童については嘱託医などに相談し、水分や適切な食事ができるよう配慮する。

また、月1回、保育園長・幼稚園長・小、中学校関係者・町栄養士・学校栄養士による給食献立委員会を実施し、必要な栄養量の確保、行事食等を取り入れたものとしていく。

また、検食については、毎回調理後に栄養士が行なうこととし、調理室の保

なお、0～2 歳児クラスのおやつについては、町栄養士・園長・副園長・調理員が毎月 1 回おやつ検討会を開催し、園で独自調理している。

(委託契約について)

認定こども園における給食の外部搬入については、認定こども園と搬入元である町給食センターとの間で委託内容の契約書を締結することが原則であるが、本町の場合、搬入元の町給食センターも搬入先の認定こども園と同様、設置者は町長であるため、契約という行為は馴染まないため、両者の間で覚書を交換し委託内容を明確にして基準を遵守する。

(衛生面について)

町給食センターで調理する給食については、毎回調理後に学校栄養士が検食を行い、搬入後においては配膳前に園長が検食を行い、安全性を確認した後に給食として提供する。給食センターから給食を搬入することも園までの移動所要時間は配送開始から搬入完了までは 15 分程度であるため、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに搬入を行っている。衛生基準については、業務内容とともに、保健・衛生面、栄養面について保健所による助言・指導・相談等に従い適正な運用に努め、給食搬入についても、「学校給食衛生管理の基準」にしたがい、衛生管理に努めている。食缶は保温性の高い二重食缶を使用している。専用コンテナに收容し、専用運搬車で搬送、受領・配膳にも衛生管理のもとに実行しており、コンテナや食缶は使用后洗浄を行い、食缶については消毒保管庫で消毒保管している。

調理は、一部ドライ方式を行っており、汚染区域と非汚染区域を完全分離し 2 次汚染防止対策を講ずるなど衛生管理に努めている。また、調理室の保存検食用冷凍庫で 2 週間の保存を行っている。

(食育について)

存検食用冷蔵庫で 2 週間の保存を行なう。

特例措置による公立保育園における給食の外部搬入については、保育園と搬入元である町給食センターとの間で委託内容の契約書を締結することが原則であるが、本町の場合、町給食センターで調理を行なう方式であり、各保育園・町給食センターの設置者はいずれも町長であるため、契約書の締結は困難である。町給食センターと保育園長との間で覚書を締結し、委託内容を明確にして基準を遵守する予定である。



栄養素量、食育については、常に栄養素量の確保に努め、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく食育の取り組みとして食育推進計画を策定するとともに、年齢ごとの食育計画により発育・発達段階に応じた食育を推進する。

また、食材についても、地元で生産される農産物をふんだんに取り入れ、地産地消を図るとともに、児童が安心安全して食べられる給食とする

給食設備面積及び内容

木曾岬町立 木曾岬こども園	調理室面積	37.39 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1 台 配膳台 1 台 冷蔵・冷凍庫 1 台 冷凍庫 1 台 炊飯器 3 台 オーブンレンジ 1 台 食器消毒保管庫 1 台
木曾岬町 給食センター	調理室面積	190.60 m <sup>2</sup>
	設備内容	下流し、調理台、自動食器洗浄機、か くはん機、野菜裁断機球根皮むき機、 フードカッター連続揚物機、連続焼物 機、蒸し物機、大型冷凍庫、冷凍庫、 包丁殺菌機、運搬自動車、真空冷却機、 遠心分離機、エプロン長靴殺菌機、食

給食設備面積及び内容

木曾岬町立 中部保育園	調理室面積	37.39 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1 台 配膳台 1 台 冷蔵・冷凍庫 1 台 冷凍庫 1 台 炊飯器 3 台 オーブンレンジ 1 台 食器消毒保管庫 1 台
木曾岬町立 南部保育園	調理室面積	33.89 m <sup>2</sup>
	設備内容	調理台 1 台 配膳台 1 台 冷蔵・冷凍庫 1 台 冷凍庫 1 台 炊飯器 3 台 オーブンレンジ 1 台

		器食缶消毒保管機 各 1 台 大型冷蔵庫、ボイラー、パンラック、 エアカーテン、 各 2 台 食器浸湿槽、 3 台 上流し 4 台 回転釜、食器食缶消毒保管機 各 5 台 作業台 7 台 二重食缶 60 個 食缶 70 個	木曾岬町 給食センター	調理室面積  設備内容	食器消毒保管庫 1 台 190.60 m <sup>2</sup> 下流し、調理台、自動食器洗浄機、か くはん機、野菜裁断機球根皮むき機、 フードカッター連続揚物機、連続焼物 機、蒸し物機、大型冷凍庫、冷凍庫、 包丁殺菌機、運搬自動車、真空冷却機、 遠心分離機、エプロン長靴殺菌機、食 器食缶消毒保管機 各 1 台 大型冷蔵庫、ボイラー、パンラック、 エアカーテン、 各 2 台 食器浸湿槽、 3 台 上流し 4 台 回転釜、食器食缶消毒保管機 各 5 台 作業台 7 台 二重食缶 60 個 食缶 70 個
<p>② <u>町給食センターで調理する給食については、学校栄養士が検食を行い、給食センターから保育園へ搬入後の給食についても、配膳前に園長が検食を行い、安全性を確認した後に児童の給食として提供することとしている。0～2 歳児クラスのおやつについては、町栄養士・保育園長・主任・調理員が毎月 1 回おや</u></p>					

つ検討会を開催し、各園で独自調理している。

- ③ 町給食センターから給食を搬入する各保育園までの移動所要時間は 5 分程度と比較的近隣のため、配送開始から搬入完了までは 20 分程度である。

衛生基準については、食材、調理、職員の衛生管理にいたるまで細心の注意を払うよう徹底した指導管理、点検確認に努めており、運搬容器、車輛の衛生管理についても「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生安全に努めている。食缶は保温性の高い二重食缶を使用している。専用コンテナに収容し、専用運搬車で搬送、受領・配膳にも衛生管理のもとに実行しており、コンテナや食缶は使用後洗浄を行い、食缶については消毒保管庫で消毒保管している。

調理は、一部ドライ方式を行っており、汚染区域と非汚染区域を完全分離し 2 次汚染防止対策を講ずるなど衛生管理に努めている。食品の温度管理、調理員の研修、健康管理を怠りなく、保健所の指導、助言等に従い適正に運用する。

- ④ 栄養素量、食育については、常に栄養素量の確保に努め、保育園における食育に関する指針をもとにした食育プログラムに添った発育、発達段階に応じた食事の提供をする。保育園は集団生活のため、給食は、基本的な生活習慣のひとつと考えおり、食べ方、姿勢、偏食については、無理せず個々の状況に応じて対応し、「楽しく食べる」ために言葉かけや好きな友達と一緒に座って食べる工夫などしている。また、食育を推進する観点から、地元で生産される農産物をふんだんに取り入れ、地産地消を図るとともに、児童が安心安全して食べられる給食とする。

配送車 1 台で配送

10 : 40 調理完了

10 : 45 配送開始



① 町立木曾岬こども園 10 : 50 着 11 : 00 喫食開始  
(0 歳児は園で離乳食を調理し喫食)



② 町立中学校 10 : 55 着 11 : 00 配送完了

13 : 45 回収開始



① 町立木曾岬こども園 13 : 50 着



② 町立中学校 13 : 55 着 14 : 00 回収完了

14 : 10 食缶・食器洗淨



15 : 00 消毒

『給食センター配送スケジュール』

配送車 1 台で配送

11 : 10 配送開始



① 町立中部保育園 11 : 15 着



② 町立中学校 11 : 20 着



③ 町立南部保育園 11 : 25 着 11 : 30 配送完了

13 : 45 回収開始



① 町立中部保育園 13 : 50 着



② 町立中学校 13 : 55 着



③ 町立南部保育園 14 : 00 着 14 : 05 回収完了

14 : 10 食缶・食器洗淨



15 : 00 消毒